

未来医療研究人材養成拠点形成事業 公募要領

平成25年5月
文部科学省

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 医学教育課

TEL : 03-6734-3306 (医学教育係)

03-6734-2578 (病院第二係)

E-mail : igaku@mext.go.jp

1 事業の背景・目的

本事業では、急速に進展する高齢化等に伴う医療課題の解決に貢献し、国内外の医学・医療の発展を強力に推進するため、医療のパラダイムシフトの契機を生み出しうる人材を養成する、新規性・独創性の高い特色ある取組にチャレンジする大学の事業を選定し支援します。

また、日本が健康・医療の分野で成長していくためには、多様な人材の参加が必要であることから、本事業では、男女共同参画の理念に沿った人材養成や産学官が連携した人材養成等の観点も重視します。

<テーマA：メディカル・イノベーション推進人材の養成>

- 近年、医療の更なる高度化・効率化や、治療法が未確立な疾患への対応等が求められているとともに、従来の医学・医療の枠組みでは捉えきれない学際領域のニーズが増大しています。
- また、健康・医療の分野は我が国の成長分野として位置づけられており、世界に日本の健康・医療関連産業を展開して国富の拡大に繋げることが期待されています。
- これらを踏まえ本事業では、世界の医療水準の向上及び日本の医療産業の活性化に多大に貢献するため、各大学が理念や強み、特色、地域性等を活かして、世界の最先端医療の研究・開発等をリードし、将来的にその成果を国内外に普及できる実行力を備えた人材（イノベーションを推進できる人材）を養成することを目的とします。

<テーマB：リサーチマインドを持った総合診療医の養成>

- 今後、急速な高齢化の進展（2025年には65歳以上人口が3割を超える）が見込まれるなか、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素を柱とした「地域包括ケアシステム」が各市町村で実現できるかどうか新たな課題となっております。
- 特に、医療面では、複数の疾患や問題を抱えている高齢者に対して、効率的に多様な医療（総合診療、在宅医療、認知症対応、緩和ケア、在宅看取り等）を包括的かつ柔軟に提供するためには、臓器別・領域別ではなく、患者を幅広い視点で診ることができる総合的な診療能力を有するとともに、地域包括ケアシステムのなかで、多職種と連携してリーダーシップを発揮することのできる医師が求められています。
- さらに、高齢社会に伴う医療ニーズの変化に対応し得るリサーチマインドを持ち、医療の進歩と改善に資する臨床研究を遂行できる医師が求められています。
- そのため、本事業では、国民が将来にわたって安心して医療を受けられる環境を構築するため、各大学が理念や強み、特色、地域性等を活かして、地域の医療機関や市町村等と連携しながら、将来の超高齢社会における地域包括ケアシステムに対応できるリサーチマインドを持った優れた総合診療医等を養成することを目的とします。

2 事業の概要

(1) 選定件数

テーマA：メディカル・イノベーション推進人材の養成	5～10件程度
テーマB：リサーチマインドを持った総合診療医の養成	10～15件程度
合計	20件程度

(2) 申請区分

- 単独事業：1大学が単独で行う事業
- 共同事業：代表して申請を行う大学（申請担当大学）とその他の大学（連携大学）が双方向の連携により共同して行う事業

(3) 事業規模

- 補助金交付額（初年度）：単独事業 50,000～70,000千円程度／年
共同事業 100,000～200,000千円程度／年
- 補助事業上限額：補助金交付額の2倍
 - ・ 補助金申請額は補助金交付額を目安にしてください。
 - ・ 補助金交付額は、事業内容や連携大学数、定量的な数値目標等に応じて決定します。
 - ・ 補助事業額が補助金交付額を超える分の額は、各大学の自己負担となります。
 - ・ 次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

(4) 事業計画期間

5年間以内（予定）

(5) 申請の要件

- 申請担当大学は医学部医学科を置く大学
- 申請できるのは、単独事業、共同事業を問わず、テーマごとに各大学1件（AB両方申請可）
- 申請担当大学及び連携大学は、卒前（学部）と卒後（大学院、初期研修、後期研修のいずれか）を通じた視点に立って、本事業の趣旨・目的に沿った教育プログラム・コースを1つ以上設けること（必ずしも卒前・卒後一貫した教育プログラム・コースである必要はありません。）。
 - （このほか、大学院の科目等履修生等として、一定期間で本事業の趣旨・目的に沿った知識と技術の修得を目的とした研修コース（インテンシブコース）を設けることも可能です。）
- 既に実施している教育プログラム・コースは本事業の対象外です。

3 申請手続

(1) 申請期間

○持参の場合

平成25年6月27日(木) 10時～12時、13時～16時

○郵送の場合(配達記録、小包、簡易書留など配達が可能の方法によること)

平成25年6月27日(木) 16時まで必着

(2) 申請方法

【別添3】「未来医療研究人材養成拠点形成事業申請書作成・記入要領」に基づき、
【様式1～2】「未来医療研究人材養成拠点形成事業申請書」を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(3) 提出部数

「未来医療研究人材養成拠点形成事業申請書」…50部

(4) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 (中央合同庁舎7号館東館14階)
文部科学省 高等教育局 医学教育課 大学病院支援室 病院第二係
(郵送の場合、封筒の表に「未来医療申請書在中」と朱書きしてください。)

(5) 留意事項

- 他の補助金等による経費措置を受けている事業(申請中・申請予定を含む)と同一又は類似の事業については、重複補助を避けるため、選定対象外とします。
- 申請書に、重大な誤りや虚偽の記載があった場合、記入要領に従っていない場合は、選定対象外とします。選定後に判明した場合は、選定が取り消される場合があります。
- 提出後の申請書等の差し替えや訂正は認めません。

4 選定手続

(1) 選定方法

【別添1】「未来医療研究人材養成拠点形成事業審査要項」により選定します。

(2) 選定スケジュール(予定)

平成25年8月上中旬	選定結果の通知(学長あて)
	補助金交付事務手続き開始
8月中下旬	補助金交付内定(事業開始)

(3) 選定後の手続き

- 選定された事業に対しては、国公私を問わず「研究拠点形成費等補助金」により経費措置を行います。
- 「研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）交付要綱」は、文部科学省ホームページに掲載しています。文部科学省ホームページによりダウンロードの上、作成してください。
文部科学省ホームページトップ>大学・大学院・専門教育>大学における医療人の養成>医学・歯学教育>未来医療研究人材養成拠点形成事業
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/iryou/1332980.htm
- 選定された場合でも、本事業の趣旨・目的に添っていない取組は対象外とします。

5 公表等

- 募集締切後、申請大学名及び事業名を公表します。選定された事業については、事業内容も公表します。
- 文部科学省では、選定された事業に係る事例集等の作成やフォーラムの開催を行う場合があります、その際は選定大学にご協力いただきます。なお、文部科学省が作成した事例集等に関する著作権は文部科学省に帰属します。
- 選定大学には、他大学への普及活動や社会への情報提供のため、自らホームページを活用するなどにより、事業の内容、経過、成果等の公表を積極的かつ継続的に行っていただきます。

6 実績報告・評価

(1) 実績報告書

選定された事業については、毎年度、「研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）交付要綱」に定める実績報告書を提出していただきます。

(2) 毎年度の成果の検証

毎年度、事業の成果について調査を実施し検証します。検証の結果によっては、次年度以降の計画の変更や補助金の減額を行う場合があります。また、成果の見られない大学に対しては、事業期間終了を待たずに支援を停止します。

(3) 補助期間終了後の事業の継続

本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後も各大学において事業を継続させることを念頭に事業を実施してください。

メディカル・イノベーション推進人材の養成

課題

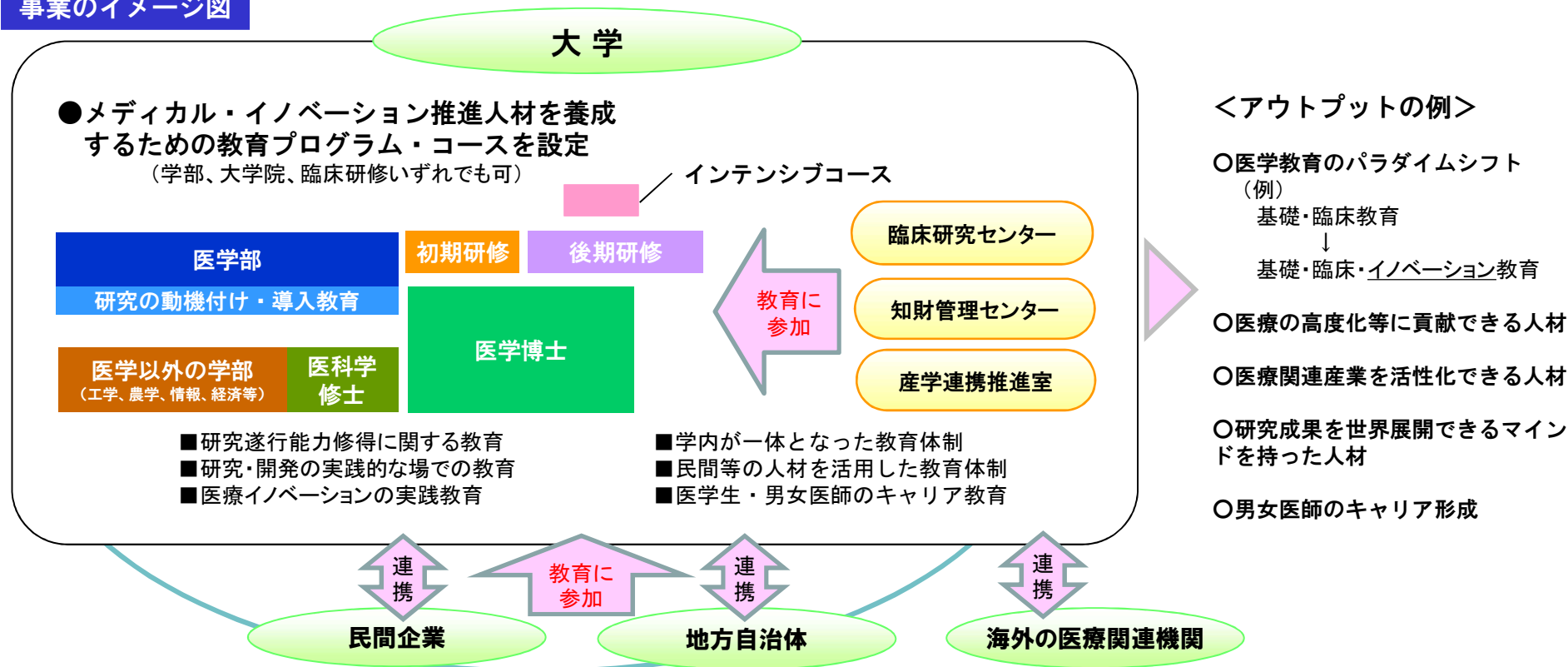
- ◇医療の更なる高度化・効率化や治療法が未確立な疾患への対応
- ◇従来の医学・医療の枠組みでは捉えきれない学際領域のニーズが増大
- ◇健康・医療の分野は我が国の成長分野として位置づけられており、世界に日本の健康・医療関連産業を展開して国富の拡大に繋げることが期待

対応

- ◇各大学が理念や強み、特色、地域性等を活かして、世界の最先端医療の研究・開発等をリードし、将来的にその成果を国内外に普及できる実行力を備えた人材(イノベーションを推進できる人材)を養成

※「事業のイメージ図」はあくまでも例ですので、各大学の自由な発想で優れた事業計画を立案してください。

事業のイメージ図



取組例①

境界領域の革新的な研究を担う「**分野融合型イノベーション人材の養成**」

取組例②

地域発のイノベーション創出(地域の医療特性を踏まえた研究等)を担う「**地域基盤型イノベーション人材の養成**」

取組例③

海外武者修行等による国際的に活躍できる「**グローバル型イノベーション人材の養成**」

取組例④

(各大学の自由な発想でご検討ください)

リサーチマインドを持った総合診療医の養成

課題

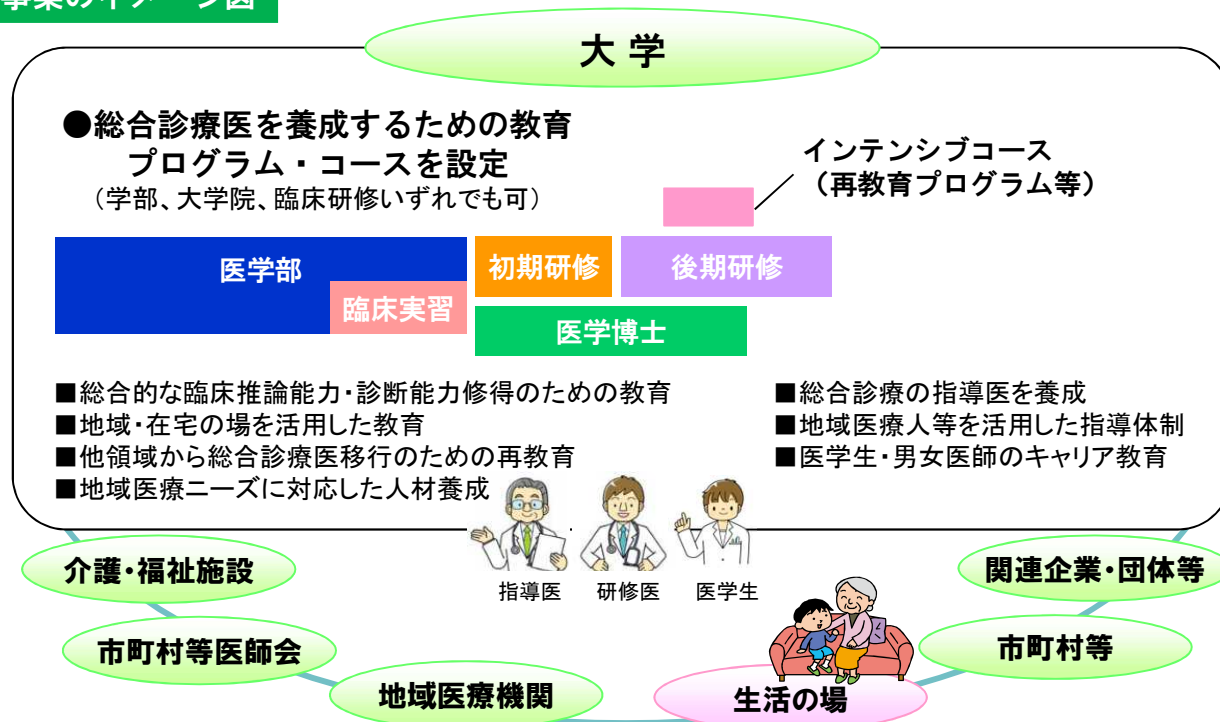
◇急速な高齢化の進展が見込まれるなか、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つの要素を柱とした「地域包括ケアシステム」が各市町村で実現できるかどうか新たな課題
 ◇特に、医療面では、高齢者に対して、多様な医療（総合診療、在宅医療、認知症対応、緩和ケア、在宅看取り等）を包括的かつ柔軟に提供することが必要
 ◇さらに、高齢社会に伴う医療ニーズの変化に対応し得るリサーチマインドを持ち、医療の進歩と改善に資する臨床研究を遂行できる医師が必要

対応

◇各大学が理念や強み、特色、地域性等を活かして、地域の医療機関や市町村等と連携しながら、将来の超高齢社会における地域包括ケアシステムに対応できるリサーチマインドを持った優れた総合診療医等を養成

※「事業のイメージ図」はあくまでも例ですので、各大学の自由な発想で優れた事業計画を立案してください。

事業のイメージ図



<アウトプットの例>

○医療のパラダイムシフト

(例)
 専門医療 → 専門医療・総合診療
 入院・外来医療 → 入院・外来・在宅医療

○地域包括ケアに貢献できる人材

- ・総合的な診療能力を持った人材
- ・全人的医療ができる人材
- ・高齢者医療ができる人材
- ・多職種連携・チーム医療・リーダーシップのとれる人材

○男女医師のキャリア形成

取組例①

充実した機能を持つ大学病院総合診療部を活用した総合診療医の養成

取組例②

在宅医療(地域包括ケア)に重点を置いた総合診療医の養成

取組例③

老年医学・予防医学等に関する研究に貢献する総合診療医の養成

取組例④

(各大学の自由な発想でご検討ください)

未来医療研究人材養成拠点形成事業 審査要項

1 審査体制

- 事業の選定は、有識者や専門家で構成される「未来医療研究人材養成推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）において行う。
- 推進委員会の下に、書面審査を行う「ペーパーレフェリー」を置くことができる。
- 推進委員会委員の氏名は、あらかじめ公表し、ペーパーレフェリーの氏名は、選定後公表する。
- 委員及びペーパーレフェリーは、利害関係（下記ア～ウに該当）のある申請大学の審査に参加できない。
 - ア．過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ．過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ．その他、委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
- 委員及びペーパーレフェリーは、審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 推進委員会の会議及び会議資料は原則公開とするが、次の場合は非公開とする。
 - ・選定審査・評価（人選を含む。）に関する審議の場合
 - ・その他委員長が公開することが適当でないと判断した場合

2 審査手順

(1) 書面審査

- 推進委員（又はペーパーレフェリー）は、各大学から提出された申請書をもとに、書面審査を分担して行う。なお、客観性や公平性、多面性を確保するため、書面審査は1事業につき複数名（3名程度）で行う。
- 書面審査では、【別添2】「審査の観点」及び推進委員会が別に定める評価方法等に基づいて評価書を作成する。

(2) 合議審査

- 推進委員会は、書面審査結果を参考に合議審査により、選定事業を決定する。
- 選定にあたっては、地域、国公立等のバランスを考慮する場合がある。
- 推進委員会は、書面審査結果による画一的な評価を補うため、書面審査結果で一定基準以上（例えば上位1/2以上）の事業の中から、特に本事業の趣旨・目的に沿った成果が多分に期待できると判断された事業を選定（選定件数の2割まで）することができる（推進委員会選定枠）。
- 推進委員会は、選定候補大学に対し、ヒアリングを実施することができる。

【別添 2】

審査の観点

→は、申請書における該当箇所

1. 事業の構想

事業の構想が優れているかどうかについて審査します。

構想が十分に練られていないと思われる事業は、下記2の実現可能性の高低に関わらず選定されません。

(1) 事業の全体構想の優秀性

①事業の概要等 → 【様式1】の1(1)①

- 本事業の趣旨・目的に合致しているか。
- 課題が明確に抽出されており、課題に対する解決方法が適切で優れているか。

②新規性・独創性 → 【様式1】の1(1)②

- 事業の全体構想は新規性・独創性が高いか。(従来と異なる新たな人材養成システムの導入、大学や地域の特色を活かした人材養成システムの導入、等)

③達成目標・評価指標 → 【様式1】の1(1)③

- 達成目標・評価指標が明確でわかりやすいか。
- 著しく低い(又は高い)達成目標を設定していないか。

④医学生・男女医師のキャリア教育・キャリア形成支援

→ 【様式1】の1(1)④

- 医学生・男女医師の生涯を通じたキャリア教育・キャリア形成支援に積極的であるか。

(2) 教育プログラム・コースの優秀性 → 【様式2】

- 人材養成像が本事業の趣旨・目的に合致しており、かつ明確でわかりやすいか。
- 教育内容は新規性・独創性が高いか。(従来と異なる新たな教育手法の導入、大学や地域の特色を活かした教育手法の導入、等)
- 教育プログラム・コースの内容や指導体制等が優れているか。

2. 事業の実現可能性

事業の構想を実現できる体制や計画となっているかについて審査します。

(1) 事業の実施体制の妥当性 → 【様式1】の2(1)

○全学的な実施体制となっているか(学長又は学部長等をトップに学部・大学院・大学病院・関連組織が密接に連携した体制)。

(2) 連携体制の妥当性 → 【様式1】の2(2)

○他機関等との連携が十分に図られる体制となっているか。

(3) 事業の評価体制の妥当性 → 【様式1】の2.(3)

○外部評価等により事業を客観的に評価することにより、発展的な見直しが行われる体制となっているか。

(4) 事業実施計画等の妥当性 → 【様式1】の2.(4)～(6)

○事業計画が具体的で、事業の構想との整合性が図られており、妥当であるか。

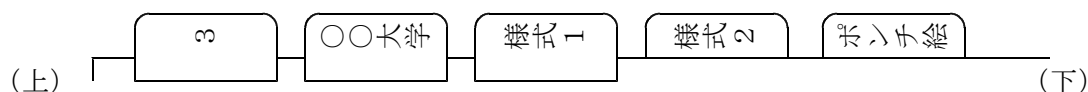
○申請経費の内容が、事業計画に照らして妥当かつ効果的であり、無駄がないか。

【別添 3】

未来医療研究人材養成拠点形成事業 申請書作成・記入要領

申請書の作成要領

1. 申請書には、ページを付し（通し番号、様式2はページ番号不要）、両面印刷にしてください。
2. 申請書の1ページ目に【別添5】「大学番号一覧」に記載の大学番号及び大学名のインデックス、様式ごとにインデックスを付けてください。



3. 左横2ヵ所をステイプル止め等をして見開きの体裁にするとともに2穴を開けてください。
4. 申請書に、指定された様式以外のものを付けないでください（表紙や合紙等）。

申請書の記入要領（基本的事項）

1. 申請書は、パソコンを使用し、日本語で作成してください。
2. 読みやすさを考慮し、簡条書きによる記載や、重要な部分やポイントとなる部分については、下線、ゴシック体、太字等を用いて記入してください。
3. 申請書の書式を下表のとおり設定していますので、書式を絶対に変更しないでください。また、様式や項目の順番入れ替え等もしないでください。
公平性を保つため、書式や様式を変更した場合は審査の対象外とする場合があります。

判の大きさ	A4縦型
文字方向	横書き
印刷方法	両面印刷
文字サイズ	10.5ポイント
フォント	MS明朝
余白	上下20mm、左右20mm

【様式1】の記入要領

- (1) **【様式1】「3. 同一又は類似の事業」**を除いて全体で6ページ以内としてください。
- (2) 「**申請担当大学名**」欄には、申請担当大学の名称を記入してください。
共同事業の場合は、() 書きで連携大学の名称を記入し、末尾に申請担当大学と連携大学の合計数を記入してください。(記入例：計○大学)
- (3) 「**申請区分**」欄には、単独で申請する場合は「**単独事業**」、複数の大学が共同で申請する場合は「**共同事業**」と記入してください。
- (4) 「**事業名**」欄には、申請する事業の内容を端的に表す名称を全角20字以内(半角表記は認めません)で記入してください。20字以内で表すことが困難な場合は、別に副題(サブタイトル)を添えても構いません。
- (5) 「**事業責任者連絡先**」欄には、申請する事業において中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方の職名、氏名等を記入してください。
- (6) 「**事務担当者連絡先**」欄には、必ず連絡がとれる事務担当者(課長又は係長相当職の方)の職名、氏名等を記入してください。

1. 事業の構想

事業の全体像を分かりやすく視覚的に表現したプレゼンテーション資料(ポンチ絵)を作成し、【様式2】の後ろに添付してください(A4で1枚、ページ番号不要)。

①事業の概要等

「**テーマに関する課題**」欄には、本事業のテーマに関して将来を見据えた人材養成を行うにあたり、大学として長期的視点に立った医療課題やそれを踏まえた人材養成課題をどのように捉えているかについて、簡潔に記入してください。

「**事業の概要**」欄には、上記の課題を踏まえた事業実施の目的、取組内容等を400字以内(厳守)で記入してください。公表することを前提に、簡潔に分かりやすく記入してください。

②新規性・独創性

従来の取組との違い(新規性)や特色(独創性)等を記入してください。

③達成目標・評価指標

本事業の実施による成果や効果(達成目標)、その評価指標(※具体的な数値目標・指標等を記入すること)について記入してください。

④医学生・男女医師のキャリア教育・キャリア形成支援

本事業を推進するための医学生、男女医師のキャリア教育・キャリア形成支援について、記入してください。なお、取組がない場合は、記入不要です。

2. 事業の実現可能性

(1) 事業の実施体制

事業を運営する組織体制や構成員、意思決定方法等について、記入してください。

(2) 連携体制（連携大学、自治体、地域医療機関、民間企業等との役割分担や連携のメリット等）

連携大学、自治体、地域医療機関、民間企業等との役割分担や連携のメリット等、連携の考え方を記入してください。

(3) 事業の評価体制

事業の評価体制や構成員、評価方法、評価結果の事業計画見直しへの反映方法等について、記入してください。

(4) 事業実施計画

25～29年度の実施計画（具体的な取組の内容及びスケジュール）を番号（①、②・・・）を付して具体的に記入してください。

(5) 事業実施期間に係る補助事業予定額（単位：千円、千円未満切捨）

事業全体の実施計画に基づいて、必要最小限の経費を記入してください。

（補助事業予定額＝補助金申請予定額＋自己負担予定額）

(6) 平成25年度の補助金申請予定額の積算内訳（単位：千円、千円未満切捨）

- 積算内訳欄に記入した経費について、「(4) 事業実施計画」に記載の取組の番号を【①関係】等と表示してください。
- 補助事業として開始できるのは、補助金の交付内定日ですので、平成25年9月（予定）以降に必要な経費を記入してください。
- 本申請書に計上した経費であっても、研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）交付要綱等に沿わない経費の場合は、交付の対象にはなりません。

3. 同一又は類似の事業

申請する事業が、他の補助金等による経費措置を受けているプログラムあるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業がある場合は、下記の要領により記入してください。

該当がない場合は「なし」と必ず記入してください。当該欄の記入がない場合（「なし」の記入がない場合も含む）、選定対象といたしません。

同一又は類似の事業については、重複補助を避けるため、選定することができません。選定後であっても重複補助が判明した場合、経費措置の取消の理由となりますのでご注意ください。

- 「他の補助金等の名称」欄には、他の補助金や他の事業の名称を記入してください。
- 「選定年度」欄には、選定された年度あるいは選定が行われる年度を記入してください。

- 「取組名称」欄には、取組の名称を記入してください。
- 「取組の概要」欄には、取組の全体像を5行以内で簡潔に記入してください。
- 「今回の申請との関連性」欄は、5行以内で簡潔に記入してください。

【様式2】「教育プログラム・コースの概要」の記入要領

本事業の実施により新たに開始する教育プログラム・コース（以下「コース等」という。）について、コース等ごとに【様式2】に記入してください。1コースにつき2ページ以内（可能な限り1ページ以内）としてください。なお、既に実施しているコース等については、本事業によるものとは見なしませんので、対象外です（これまで実施していたコース等を発展的に改変・拡充する場合は対象）。

(1) 大学名等

コース等を開設する大学名・大学院名・大学病院名等を記入してください。

(2) プログラム・コース名

コース等の名称を記入してください。インテンシブコースの場合は、コース名の後ろに「(インテンシブ)」と記入してください。

(3) 対象者

コース等の対象者を記入してください。

(4) 修業年限（期間）

コース等の修業年限（インテンシブコースの場合は、年、月、日、時間等）を記入してください。

(5) 養成すべき人材像

本コース等により、どのような人材を養成しようとしているのか記入してください。

(6) 修了要件・履修方法

本コース等の修了要件や履修方法を記入してください。

(7) 履修科目等

本コース等で履修する科目の名称を記入するとともに、科目名の後ろにかっこ書きで単位数等を記入してください。科目数が多い場合は主な科目を記入し、末尾に「ほか○科目」と記入しても構いません。

(8) 教育内容の特色等（新規性・独創性）

従来の教育手法との違い（新規性）や、特色（独創性）等を記入してください。

(9) 指導体制

本コース等を履修する対象者への指導体制を記入してください。

(10) 受入開始時期

本コース等における教育の開始時期（平成○年○月）を記入してください。

(11) 受入目標人数

年度ごとに本コース等の受入目標人数を対象者別に記入してください。

【別添4】

未来医療研究人材養成拠点形成事業 Q&A

本事業は、研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）交付要綱に基づいて実施します。交付要綱にあるとおり、取扱等は、大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）に準じますので、本Q&Aと併せて大学改革推進等補助金Q&Aを確認してください。

1. 申請の要件に関すること

Q1-1 テーマAの「事業の背景・目的」に記載されている「世界の最先端医療の研究・開発等」とは、どのような研究・開発を想定しているのか。

A 「世界の最先端医療の研究・開発等」には、例えば、未確立な医療技術等の研究・開発のほか、既存技術等の応用研究（既存技術の融合や新たな価値の付与等）、ニーズの把握から製品化までの事業化戦略の構築など、イノベーションを起こし得る研究・開発・創造等であれば全て対象に含まれます。

Q1-2 テーマAの「メディカル・イノベーション推進人材」には研究支援人材（知財の専門家、生物統計家等）の養成も含まれるのか。

A メディカル・イノベーションの推進を目的とした人材養成であれば含まれます。

Q1-3 テーマBの「リサーチマインドを持った総合診療医」とはどういう医師を想定しているのか。

A 本テーマでは、単に確立された医療を行うだけの医師ではなく、常に探究心を持ち、日常の診療業務の中で抱いた医療課題等に対して、例えば、地域を対象とした疫学研究等を行うことにより、医学・医療の進歩に貢献できる総合診療医が養成されることを期待しています。

また、総合診療医像については、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会報告書」（H25.4.22）を参考にしてください。

専門医の在り方に関する検討会報告書（抜粋）

（1）総合的な診療能力を有する医師の必要性等について

○ 総合的な診療能力を有する医師（以下「総合診療医」という。）の必要性については、①特定の臓器や疾患に限定することなく幅広い視野で患者を診る医師が必要であること、②複数の疾患等の問題を抱える患者にとっては、複数の従来の領域別専門医による診療よりも総合的な診療能力を有する医師による診療の方が

適切な場合もあること、③地域では、慢性疾患や心理社会的な問題に継続的なケアを必要としている患者が多いこと、④高齢化に伴い、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が今後も増えること、などの視点が挙げられる。

- 総合診療医には、日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷害等について、わが国の医療提供体制の中で、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供することが求められる。

Q1-4 「既の実施している教育プログラム・コースは本事業の対象外」とされているが、既存事業をさらに発展させた形での申請は可能か。

- A 既存事業と同様であれば申請できませんが、本事業の趣旨を踏まえて発展させた事業であれば可能です。ただし、審査要項及び審査の観点には、「新規性・独創性」も含まれることに留意してください。

Q1-5 他の補助金等による経費措置を受けている事業あるいは他の補助金等に申請（予定を含む。）している事業と同一又は類似の事業を申請することは可能か。

- A 重複補助を避けるため、同一又は類似の事業を申請することはできません。

2. 申請内容に関すること

Q2-1 教育プログラム・コースは平成25年度中に開設する必要があるのか。

- A 必ずしも平成25年度中に開設する必要はありません。

Q2-2 開設する教育プログラム・コースは各大学1つ以上とあるが、上限はあるのか。

- A 上限はありません。教育効果や費用対効果等を踏まえて、適切に設定してください。

Q2-3 学部生、大学院生、研修医以外の一般医師等への教育プログラム・コースの設定は可能か。

- A インテンシブコースを設定することにより実施可能です。

Q2-4 医師以外の職種を対象とした教育プログラム・コースを開設することは可能か。

- A 可能です。ただし、医学部医学科（医学系大学院）または大学病院との教育上の連携を必須とします。

Q2-5 本事業の取組は、卒前教育、卒後教育どちらかに焦点を絞る必要があるのか。あるいは卒前教育、卒後教育同時に取り組む必要があるのか。

A 必ずしも焦点を絞る必要はなく、また、同時に取り組む必要はありません。ただし、卒前(学部)と卒後(大学院、初期研修、後期研修のいずれか)を通じた視点に立った教育プログラム・コースを設ける必要があります。

Q2-6 卒前・卒後において、キャリア教育に関する講義や講演会等の経費を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、既の実施している講義や講演会等は本事業の対象外です。(本事業の趣旨を踏まえて、発展的に改変・拡充した場合は対象となります。)

3. 連携に関すること

Q3-1 共同事業の場合、連携大学へは、補助金はどのように交付されるのか。

A 申請担当大学に文部科学省より一括して補助金を交付しますので、交付申請書に基づき、申請担当大学が連携大学へ分担金を配分してください。

Q3-2 医学部医学科を置かない大学を連携大学に含めることは可能か。

A 可能です。ただし、共同事業で選定された場合でも、審査の結果、本事業に沿った十分な成果や効果が見込めないと判断された大学は、本事業の対象外となる場合があります。

Q3-3 外国の大学や他機関等(大学以外)との共同事業とすることは可能か。また、これらの機関等に補助金(分担金)を配分することは可能か。

A 外国の大学や他機関等(大学以外)との共同事業とすることはできませんが、連携することは可能です。ただし、これらの機関等と連携する場合、補助金(分担金)の配分はできません。

Q3-4 他大学や他機関等と連携する場合、申請書提出前までに、事前に協定書や覚書を交わす必要があるか。

A 必ず協定書等が必要というわけではありませんが、選定された場合は、申請書に基づき、速やかに事業を開始していただく必要があることから、事業内容等について、他大学や他機関等と事前に調整を進めておく必要があります。

4. 事業に係る経費に関すること

Q4-1 病院(大学附属病院を除く)、診療所、行政機関等などの連携機関に対する分担金の支出は可能か。

A 連携機関に対して分担金を支出することはできません。ただし、事業を実施する上で必要な謝金及び旅費等の必要な経費は支出できます。

Q4-2 外部機関等との調整や教育プログラム・コースをコーディネートする専任教員を雇用することができるか。

A 可能です。ただし、本補助金で雇用した教員は、本事業に専念していただく必要があります。

Q4-3 雇用した教員に診療業務を行わせることは可能か。

A 通常の診療業務を行わせることは可能ですが、この場合、本補助金の支給対象になりません。ただし、例えば、本事業に係る医学生への臨床実習の指導や臨床研修医への指導の一環で診療業務を行った場合は、この限りではありません。

Q4-4 研修医（プログラム・コース等履修生）の給与を支払うことは可能か。

A 研修医の給与は、本来、大学が負担すべきものと考えられることから支出できません。

Q4-5 補助期間終了後の教員等の人件費はどのようにするのか。

A 本補助金の趣旨に鑑み、補助期間終了後も各大学において事業を継続させることを念頭に事業を実施してください。

Q4-6 指導者（指導医等）の指導力育成のためのFD開催や、学会・講習会等の参加費用を本補助金から支出することは可能か。

A 可能です。ただし、本事業を実施するに当たり、例えば、本事業の取組を広く発表するための学会・講習会等の参加費用、または、新たに知識等を習得するための学会・講習会参加の参加費用等に限られます。したがって、事業実施前から定期的開催・参加している講習会等に対する支出は本事業の対象外です。

Q4-7 プログラム・コース履修生を地域や海外に派遣する場合、旅費、滞在費、日当等を支出可能か。

A 補助事業者の規程等に基づき行ってください。

なお、学生に関しては、補助事業者の規程等に基づく場合においても、本補助金では交通費等の実費に限り、補助対象経費として計上することができます。

さらに、学生が実習等を行うための交通費や宿泊費については、補助事業者が適正かつ明瞭に執行管理ができるように、補助事業者が、バスや宿泊施設等の借上げを行うなどの方法により、学内規程等に従って支出してください。ただし、学生の宿泊費について、補助事業者が宿泊施設等の借上げを行う際に、食事代を含めることはできません。

Q4-8 会議や講習会等に係る飲食代とは、どのような場合か。

A 外部者（申請担当大学と連携大学の教職員以外の者）が参加する会議等における必要最低限の飲食（アルコールは除く）に係る経費であり、一般参加者や学生、研修医

などの受講生への提供は認められません。本補助金が税金で賄われていることに十分ご留意ください。

したがって、申請担当大学と連携大学の教職員のみが出席する会議等への提供は認められません。

5. 選定に関すること

Q5-1 選定にあたって、申請額、自己負担額、連携大学数の多寡が考慮されるのか。

A 選定は審査要項及び審査の観点に沿って行われますので、これら申請額等によって影響されることはありません。

6. 申請書作成・記入要領等

Q6-1 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A 差し支えありません。

Q6-2 様式の改変はできないのか。

A 指定した様式で記入してください。なお、行数の増減に係る行幅の枠の調整は可能です（横幅は変えないでください）。

Q6-3 申請書の様式のうち、字数制限がない項目について、どの程度記入すればよいのか。

A 基準はありませんので、様式1の「3. 同一又は類似の事業」を除き、6ページ以内に収まるよう作成してください。

Q6-4 参考となるデータや図表は、申請書（様式）の各欄に記入してもよいか。

A 参考となるデータや図表は、ポンチ絵に記入してください。

なお、指定された資料以外の資料は添付しないでください。公平性を確保するため、指定外の資料を添付した場合は、分量を問わず、審査対象外とします。

Q6-5 「事業責任者」は非常勤の教員でも構わないか。

A 事業責任者とは、申請するプログラムにおいて中心的役割を果たしている方で、申請書の内容について責任をもって対応できる方を指します。本事業の趣旨を踏まえれば、リーダーシップのとれる方であることが望まれます。

Q6-6 「事業責任者」は途中で交代することは可能か。

A 引き続き事業を適切に推進することができるのであれば、途中で交代しても構いません。

Q6-7 「事業名」の副題（サブタイトル）に字数制限はあるか。

A 字数制限はありませんが、簡潔でわかりやすいものにしてください。

Q6-8 補助事業として実際に事業を開始し、経費を支出できるのはいつ頃からか。

A 本事業の開始は、平成25年9月頃を予定していることから、9月以降に必要となる経費を計上してください。

Q6-9 各プログラム・コースの養成人数はどのくらいを想定しているのか。また、受入人数が多いほど評価が高いのか。

A 各プログラム・コースの受入人数の指定は特にありません。また、必ずしも受入人数が多いほど評価が高くなるわけではありません。実現可能性や費用対効果、医療ニーズ、指導体制等を考慮するなどして、適切に設定してください。

Q6-10 事業全体の財政支援期間は決まっているのか。

A 財政支援期間は、5年間を予定しています。なお、場合によっては、短縮の可能性もあります。

次年度以降の補助金交付額については、予算の状況により減額する場合があります。

Q6-11 申請書を送付した後、不備が見つかった場合に差し替えは可能か。

A 一旦提出された申請書の差し替えや訂正は認めません。

Q6-12 申請書を郵送する場合、提出期限の消印があればよいか。

A 消印有効ではありません。提出期限必着を条件としているため、定められた期間内に到着しないものは受け付けません。

【別添5】

大学番号一覧

番号	大学名
1	北海道大学
2	旭川医科大学
3	弘前大学
4	東北大学
5	秋田大学
6	山形大学
7	筑波大学
8	群馬大学
9	千葉大学
10	東京大学
11	東京医科歯科大学
12	新潟大学
13	富山大学
14	金沢大学
15	福井大学
16	山梨大学
17	信州大学
18	岐阜大学
19	浜松医科大学
20	名古屋大学
21	三重大学
22	滋賀医科大学
23	京都大学
24	大阪大学
25	神戸大学
26	鳥取大学
27	島根大学

番号	大学名
28	岡山大学
29	広島大学
30	山口大学
31	徳島大学
32	香川大学
33	愛媛大学
34	高知大学
35	九州大学
36	佐賀大学
37	長崎大学
38	熊本大学
39	大分大学
40	宮崎大学
41	鹿児島大学
42	琉球大学
43	札幌医科大学
44	福島県立医科大学
45	横浜市立大学
46	名古屋市立大学
47	京都府立医科大学
48	大阪市立大学
49	奈良県立医科大学
50	和歌山県立医科大学
51	岩手医科大学
52	自治医科大学
53	獨協医科大学
54	埼玉医科大学

番号	大学名
55	杏林大学
56	慶應義塾大学
57	順天堂大学
58	昭和大学
59	帝京大学
60	東京医科大学
61	東京慈恵会医科大学
62	東京女子医科大学
63	東邦大学
64	日本大学
65	日本医科大学
66	北里大学
67	聖マリアンナ医科大学
68	東海大学
69	金沢医科大学
70	愛知医科大学
71	藤田保健衛生大学
72	大阪医科大学
73	関西医科大学
74	近畿大学
75	兵庫医科大学
76	川崎医科大学
77	久留米大学
78	産業医科大学
79	福岡大学